

水戸市と茨城県行政書士会との「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県水戸市と締結いたしました。本会では、従来から社会貢献の一環として県内各地で専門性を活かした「行政書士による無料相談会」を実施するとともに、東日本大震災の発生時においても直ちに無料相談窓口を設置し、被災者支援のための支援活動を行ってまいりました。

今回の協力協定は、水戸市との協議検討により、本会の水戸支部が窓口となって、水戸市において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、本会が行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

本会が、災害時における被災者支援協力のための協定を自治体と締結するのは、北茨城市（平成24年7月）に続いて2例目です。

なお、この協定締結は内外から注目され、以下の新聞記事はもとより、NHKで繰り返し報道されるなど、制度のPRに大きく貢献することになりました。

- 1 支援協力に関する協定相手方：茨城県水戸市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成26年5月20日
- 3 協定締結の状況

水戸市役所において、高橋靖水戸市長と国井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

- 水戸市側 高橋靖水戸市長 他
- 本会側 国井豊会長、小野村正徳副会長
木村司水戸支部長
安圭一、磯野敦義、関内聡各副支部長

4 災害協定の趣旨

- (1) 本会は、水戸市の要請により無償で次の業務を行う。
 - ① 被災者支援相談窓口の開設
 - ② 水戸市への本会会員の派遣
 - ③ その他、被災者支援のために水戸市が必要とする事業への協力
 - ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会水戸支部を経由して行う。
- (2) 行政書士会の会員に対し、平常時から備蓄の確保や職員への防災知識の普及併発など、企業防災の推進事項が盛り込まれています。



茨 城 新 聞 日 報

2014年(平成26年)5月21日 水曜日



水戸市と災害支援協力協定書を交わす県行政書士会の国井豊会長（左）と水戸市中央1丁目

東日本大震災を踏まえて、市民向けの窓口を設け、災害時の行政手続（置して無料相談を）の円滑化を図るため、罹災証明や自動車、水戸市と県行政書士会抹消登録の申請など、市民会（国井豊会長）は被災に伴う各種手続ができるよう協定を締結した。同会は震災の際、無料相談所を開設し、電話で県内各地からの相談に対応した実績を持つ。

締結式は同市中央1丁目の市役所臨時庁舎で開かれ、国井会長は「災害時にしっかり機能する体制を構築したい」と述べ、高橋靖市長は「専門性を活用できるのは大きな利点。心強く感じている」と話した。

言 登 報 日 報

2014年(平成26年)5月24日(土曜日)



東日本大震災では、自動車の廃車や罹災証明の申請、保険会社への書類作成に関する問い合わせが県行政書士会に相次いだという。協定では、災害発生時には市役所や避難所に速やかに相談窓口を設け、被災者の相談に無料で応じるとしている。

協定は20日に締結。同会の国井豊会長は「災害時に機能できるような体制作り、会員のスキルアップも図り、意欲を見せ、高橋靖市長は、「災害対応が的確にできるまちとして成熟していきたい」と話した。

市民相談を迅速化 災害協定を締結

水戸市と 県行政書士会

災害時における支援協力に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水戸市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に水戸市災害対策本部を設置し、かつ、水戸市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、要請書（様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

4 前各号の手続及び連絡調整については、原則として、乙の水戸支部を経由して行う。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担する。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

（防災対策の推進）

第9条 乙は、平常時から甲との連携により、次の各号に掲げる事項について、乙の会員の防災対策の推進を図り、市内の企業等の模範となるよう努めるものとする。

また、災害発生時には、乙の会員の従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

- (1) 備蓄の確保
- (2) 建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止
- (3) 帰宅困難者対策
- (4) 防災知識の普及啓発
- (5) 地域の自主防災組織等との連携
- (6) BCP（事業継続計画）等の作成

（防災訓練への参加）

第10条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に参加するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成26年5月20日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除の意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。

（疑義の決定）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月20日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市

水戸市長



高橋 文

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

乙 茨城県行政書士会

会長



岡井 豊

行方市と茨城県行政書士会との「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県行方市と締結いたしました。

本会では、従来から社会貢献の一環として県内各地で専門性を活かした「行政書士による無料相談会」を実施するとともに、東日本大震災の発生時においても直ちに無料相談窓口を設置し、被災者支援のための支援活動を行ってきました。

今回の協力協定は、住みよい街づくりを積極的に推進している鈴木周也行方市長との協議検討により、本会の鹿行支部が窓口となって、行方市において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、本会が行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

本会が、災害時における被災者支援協力のための協定を自治体と締結するのは、北茨城市、水戸市に次いで3例目です。

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県行方市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成26年7月1日
- 3 協定締結の状況

行方市役所において、鈴木周也行方市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

行方市側 鈴木周也行方市長、西野孝子副市長、額賀忠和総務部長 他

本会側 國井 豊会長、嶋田広一副会長
吉川 俊鹿行支部長
田向敏雄、鈴木康弘 各副支部長

4 災害協定の主な内容

本会は、行方市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 行方市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために行方市が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会鹿行支部を経由して行う。



災害時における支援協力に関する協定書

行方市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、行方市において地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲が、災害時に行方市災害対策本部を設置し、かつ、行方市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請するものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員の行う業務は行政書士法（昭和26年法律4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として乙の鹿行支部を経由して行うものとする。

(費用負担)

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除または変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年 7月 1日

甲 行方市麻生 1561-9

行方市長



鈴木 周也

乙 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル5階
茨城県行政書士会



岡村 豊

会長